

岩倉市告示第 148 号

公 示 送 達

送達を受ける者
浅野 秋光

送達すべき書類名
納期限変更告知書

上記の者は、送達すべき居所が不明のため、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び岩倉市税条例(昭和 46 年岩倉市条例第 42 号)第 20 条の規定により公示する。この書類は岩倉市総務部税務課収納グループにおいて保管し、いつでもこれを交付する。

令和 8 年 8 月 17 日

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

